

令和6年度

鷹栖町農業関係補助事業（要約版）

各種事業は着手前に役場へ申請を！



＜養液栽培システム＞



＜サイド自動換気装置＞

新規就農者確保対策事業	1
農業金融促進事業	2
担い手応援資金事業	3
農地集積等推進補助金	4
地域農業活性化総合支援事業	5
原料トマト生産振興対策事業	6
オオカミの桃原料トマト作付奨励事業	7
銃猟免許取得事業	8

《たくましさと活力あるまちづくりを目指して》

【各種事業問合せ】

たいせつ農業協同組合 鷹栖支所 営農施設課	TEL 0166-87-4111
あさひかわ農業協同組合 北野基幹支所	TEL 0166-87-2131
鷹栖町役場 産業振興課	TEL 0166-74-3582

新規就農者確保対策事業

1 目的

鷹栖町農業の持続的発展を図るため、新たに就農する者が必要とする経費の一部に対し補助を行ない、次代の本町農業を担う意欲ある農業者を育成・確保します。

2 対象者

18 歳以上 50 歳未満で、かつ、本業として本町農業に新規に参入しようとする者又は本町農業者の経営を受け継ぐ当該農業者の子弟を対象とします。ただし、旧新規就農者・農業後継者確保総合対策事業対象者を除きます。

3 事業内容

事業区分		内 容	助 成 額 等
就農支援事業		- 鷹栖町内で農作物の栽培技術等の習得を図る新規就農者に助成します。 - 助成期間は認定後 3 年以内。	奨励金として 200 千円/年を助成 (ただし、後継者の 1 年目・2 年目は 500 千円/年を助成)
学校研修事業		北海道立農業大学校が行う研修事業や本大学校が委託する研修事業への参加に係る経費に対し助成します。	所要経費の 8/10 以内を助成
実習研修事業	就農研修事業	- 就農希望者が、農業技術・経営を習得するため、指導農業士等で行う研修を支援します。 ※研修期間：原則 6 ヶ月／年以上 ※対象期間：研修開始から 2 年以内	800 千円/年を受入農家に助成 (複数人での受入を行う場合も同額)
	農業体験事業	- 短期間の農業体験を受け入れた農家に対して助成します。 ※体験期間は 3 ヶ月以内	受入農家に対し、1 人あたり 3 千円/日を支給 ※助成対象：個人農業者、農業法人、受入農家協議会
資格研修事業		- 農業簿記 ・機械整備士 ・大型免許 - 大型特殊免許 ・けん引 - 農業経営に特に必要と認められる資格	1/2 以内
家賃助成事業		- 町内の賃貸借住宅に入居する研修生、就農者及び後継者の家賃を助成します。 ※対象期間；認定後 5 年以内	家賃の 1/2 以内（上限 20 千円/月）
経営基盤整備事業		- 新規参入者・農業後継者が認定後 5 年以内に行う所得拡大に向けた取組を支援します。 ＜活用例＞ - 農地の購入（賃貸していた農地を購入する場合は不可） - 単収向上のための農地改良 - 高性能機械の導入 - 複合経営のための施設導入 など	経費の 1/2 以内を助成します。 (補助金上限：累計 3,000 千円) ※他の補助事業を活用する場合は、事業費から他の補助金額を除いて残額の 1/2 以内を助成

※ 1 就農支援事業、学校研修事業、経営基盤整備事業は令和 3 年度までに就農したものに限る。

※ 2 資格研修事業、家賃助成事業は新規就農者育成総合対策(就農準備資金)の採択者に限る。

4 申請手続

随時受付していますので、役場産業振興課農業振興係に申請書を提出してください。

農業金融促進事業

1 目的

農業を目指す者又は農業者等が、研鑽、チャレンジ、経営の維持等必要とする経費について、低利の融資を行うことにより、農業の振興と農家経済の安定を図ります。

2 事業内容

資金の種類	資金の目的	貸付条件	貸 付 内 容
就農研修資金	本町への就農を目指す者が、就農に必要な技術や知識を習得するために必要な資金	18歳以上45歳未満で本町農業者の子弟で就農を目指す者 - 農業実習研修を行う者	貸付利率 1.5%以内 償還期間 7年以内 貸付限度額 個人 2,000千円
新規就農円滑化資金	新規就農者等が営農を開始するにあたり取得した機械施設に要する資金	18歳以上45歳未満で本業として本町農業に新規参入しようとする者 - 本町農業者の経営を受け継ぐ当該農業者の子弟 - 町内の新設農業生産法人(3戸以上)	貸付利率 1.5%以内 償還期間 10年以内 貸付限度額 個人 20,000千円 法人 50,000千円
農産加工起業化資金	農産物加工の起業化に伴う原材料及び資材購入費並びに労賃等、運転資金の供給に要する資金	町内でおおむね3年以上の活動実績があり、今後も意欲的に直売活動等を行うグループ	貸付利率 1.5%以内 償還期間 8年以内 貸付限度額 個人 7,000千円 法人 7,000千円
経営維持資金	農業経営の維持安定に必要な営農資金	災害又は負傷等により営農の維持に著しく支障があると認められる農家	貸付利率 1.0%以内 償還期間 7年以内 貸付限度額 個人 5,000千円 法人 9,000千円

3 申請手続

資金の融資は、町内各農協で行いますので、金融担当へお問い合わせください。

担い手応援資金事業

1 目的

次世代を担う農業後継者の営農意欲の向上及び中核農業者の投資意欲の向上を図るため、北海道信用農業協同組合連合会が主催する資金制度の利用者に対して利子の助成を行うことにより、農業経営の安定化・高度化に資することを目的とする。

2 事業内容

資 金 名	資 金 の 目 的	貸 付 対 象 者
農業後継者応援資金	既負債による償還圧を軽減することで、後継者が新たな農業経営を展開するための資金	①正組合員 ②個人経営又は法人経営（1戸1法人） ③過去3年の償還財源の平均で借換後の返済が可能であり、償還財源に占める償還元利金の割合が一定程度となる者 ④農業負債関係制度資金等の対象期間中でない者 ⑤原則、3年以上就農し、農業後継者として定着した者を有する者又は原則3年以内に経営移譲を受けた者
中核農業者応援資金		①～④農業後継者応援資金同様 ⑤原則、本資金の借入をした営農年度の翌営農年度までに設備投資（前向き投資）による資金借入を行う者
担い手経営対策資金	負債整理制度資金を制度の制約から利用できない先（M資金未卒業者等）への対策として、経営改善利用計画に基づく既住負債の償還圧の軽減及び営農指導により安定的な農業経営を実現する資金	①正組合員

3 助成内容

対象となる資金の利子全額補給（対象期間：5年間）

4 申請手続

資金の融資は、町内各農協で行いますので、金融担当へお問い合わせください。

農地集積等推進補助金

1 目的

「地域計画（従来の人・農地プラン）」を基に、幹旋事業による農地の売買及び円滑化事業による利用権設定を通じ、担い手農業者への農地集積を図ることを目的とします。

2 事業内容

事業区分	内 容	助成額等
農地集積 促進支援	<u>地域計画に位置づけられた農業者、若しくは実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられた農業者（担い手農業者）（買手）に支援を行います。</u> なお、農業委員会の幹旋事業により、売買が成立したものに限りします。 ※水田本地を対象とします。 ※営農の一体性が認められる範囲において、購入全面積又は既存耕作農地と購入した農地を合算し、いずれも 5 ha 以上の団地化が図られる場合に、購入した農地面積を対象とします。 ※一農業者が売り買いを行った場合は、買った分のみの対象とします。 ※自己所有地を、自己経営の法人への売買は、対象外とします。	・農地評価額（=売買単価）の 1/20 以内 ・10 千円/10a のいずれか低い金額を助成します（千円未満切捨て）。 ※一農業者（法人含む）当り、単年度 2,000 千円/年度を上限とします。 ※助成金の算出は地積面積とします。 ※農地保有合理化事業も含みます。 ※上限を超過する場合は、契約日の古い売買の累積とします。 ※一戸一法人の場合は法人＋個人上限を 2,000 千円とします。

3 申請手続

助成対象、助成金額の上限等の詳細については、役場産業振興課農業振興係又は農業委員会へお問い合わせください。

地域農業活性化総合支援事業

1 目的

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成に向けた取り組みに必要な支援を行うことにより、農業経営の改善や効率化・強化を図り、地域農業活性化を推進します。

2 事業内容

区 分	内 容	対象者	助 成 額 等
土づくり事業	堆肥生産者から購入する堆肥及び土壌分析費用	出荷を目的とする町内農業者	○堆肥：2/3 以内（補助上限 3 千円/ t） 堆肥投入量上限（10a あたり） 水稻、畑作物、飼料作物：1.5 t 牧草、露地野菜、花き、果樹：3 t ハウス野菜：6 t ○土壌分析：1/2 以内（1 人 5 点を上限） ※千円未満切捨てとします。
施設整備事業	ハウス周辺を整備することにより生産性を向上させることを目的として購入する資材費等		1/2 以内 ・遮光資材（補助上限 100 円/㎡） ・防虫ネット ・送風機 ・ポンプ（補助上限 50 千円/基を上限） ・排水整備費用（補助上限 50 千円/10a 以内）（※1） ・サイド自動換気機 ※千円未満切捨てとします。
新技術導入事業	養液栽培システムの新設又は増設に要する資材購入費、水道工事費及び電気工事費		1/2 以内（1 台あたり 1,500 千円を上限） ※千円未満切捨てとします。 （※2、※3）

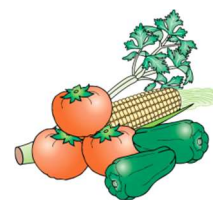
※1 対象品目は下記のとおり。

①土地利用型は、経営所得安定対策対象作物を除きます。

②施設野菜は、出荷契約されているものとし、自家用は除きます。

※2 新技術資材以外は自己負担となります。

※3 5 年間の出荷を条件とします。



3 申請手続

助成対象、助成金額の上限等の詳細については、役場産業振興課農業振興係へお問い合わせください。

原料トマト生産振興対策事業

1 目的

本町の原料トマトの生産において、病害（青枯病など）の発生が見られていました。

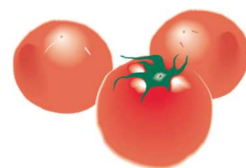
このため、病害に強い接木苗の導入推進をすることにより、原料トマトの生産振興及び安定生産を図っていくことを目的とします。

2 事業内容

内 容	対 象 者	助 成 額
原料トマトの生産を目的とする接木苗（セル苗）の推進	原料トマト生産者 原料トマト部会 農業協同組合	接木苗の購入費用の 1/2 以内 ※千円未満切捨てとします。

3 申請手続

助成対象、助成金額の上限等の詳細については、役場産業振興課農業振興係へお問い合わせください。



オオカミの桃原料トマト作付奨励事業

1 目的

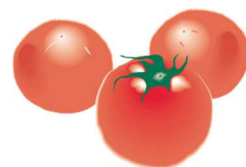
オオカミの桃用の原料トマトの品質向上及び生産者が経営拡大のため生産施設等を整備し、生産量の増加を目指す取組を支援することによって、原料トマトの作付奨励を図ることを目的とします。

2 事業内容

区 分	補助対象	補助要件	助 成 額 等
品質向上事業	出荷量実績	町内生産者の原料トマトの出荷量であること	出荷量実績に 20 円/kg を乗じて得た額 ※千円未満切捨て
生産施設等整備事業	・オオカミの桃用原料トマトの新規作付け若しくは生産規模拡大のために必要な資材等の購入費用 ・新規若しくは規模拡大と併せて行う既存設備の更新費用	5 年以上オオカミの桃用原料トマトを出荷すること	3/10 以内 ・ビニールハウス本体 ・ビニール ・その他ハウスに必要な資材 ・養液栽培システム ・苗（接木苗は除く） ・汎用性のない原料トマト限定の消耗品等 ※苗及び消耗品等については、新規若しくは規模拡大した圃場を使用するものに限る。 ※千円未満切捨て ※ビニールハウス本体は新品 40 千円/坪、中古 15 千円/坪以内とする。 ※他制度及び事業の対象になる場合は、補助残分に補助率を乗じた額を補助金額とする。 ※町補助事業の重複はできない。

3 申請手続

助成対象、助成金額の上限等の詳細については、役場産業振興課農業振興係へお問い合わせください。



銃猟免許取得事業

1 目的

鳥獣による農産物への被害対策として、狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費を補助し、地域の有害鳥獣捕獲の担い手を確保することを目的とします。

2 事業内容

内 容	対象者	助成額
地域の有害鳥獣捕獲活動を目的として取得する銃猟免許	町内に住所を有し、新規に第1種銃猟免許を取得するもの。免許取得後は、猟友会鷹栖部会に入会するもの。	銃猟免許取得等に発生する経費（備品は除く）の10/10以内。ただし、100千円を補助上限とします。

3 申請手続・事業の流れ

詳しくは、役場産業振興課農林畜産係へ御相談ください。

